	⑼　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
6.1.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第７　解体用機械

7.1　油圧ブレーカ

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
7.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.2 動力伝達装置 7.1.3 走行装置 7.1.4 操縦装置 7.1.5 制動装置			別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.6 作業装置	⑴　ブレーカ本体	a　ブレーカ上部	①　封入ガス圧力を調べる。 異常がある場合は、石けん水等を用いてガス漏れの有無を調べる。	①　封入ガス圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　シリンダー	①　油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
			②　ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		c　ブレーカ下部	①　亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　チゼルしゅう動部のブシュの摩耗量を調べる。	③　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			④　チゼルしゅう動部からの油漏れの有無を調べる。	④　著しい油漏れがないこと。
			⑤　チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。	⑤　給脂が十分であること。
		d　アキュムレーター	①　ブレーカを作動させ、ホースの異常な振れ、打撃のむら打ち、異音その他異常の有無を調べる。	①　ホースの異常な振れ、打撃のむら打ち、異音その他異常がないこと。
			②　接続部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		e　チゼル保持ピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		f　チゼル保持ピン用抜け止めピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		g　チゼル	破砕先端部、本体との間のしゅう動部、打撃受け面その他の部分の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
	⑵　ブラケット等	a　ブラケット	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			②　取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			③　ピンシールの損傷の有無を調べる。	③　損傷がないこと。
			④　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		b　緩衝材	防振ゴムその他の緩衝材の金具、ゴム及び合成樹脂の亀裂、摩耗及び劣化の有無を調べる。	亀裂、著しい摩耗及び劣化がないこと。
	⑶　ブーム等	a　ブーム、アーム及びリンク	別表第３の「3.1.4　作業装置」の「⑴　ブーム、アーム、バケット及びリンク」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b　散水配管	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。